

# 茨木市国土強靱化地域計画の概要

## 国土強靱化とは

国土強靱化基本法の趣旨やこれまでの自然災害の教訓から、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

## 策定の目的及び位置づけ

### 〈目的〉

茨木市域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的として、「茨木市地域防災計画」を策定しており、発災前から発災後までのフェーズに応じた防災対策に取り組んでいます。

国においては、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施と国際競争力向上に資することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定し、取組が進められています。

そこで、本市においても、基本法の趣旨やこれまでの自然災害の教訓から、発災時の応急や復旧だけでなく、発災前からの社会経済システムの強靱化にも着目した「茨木市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

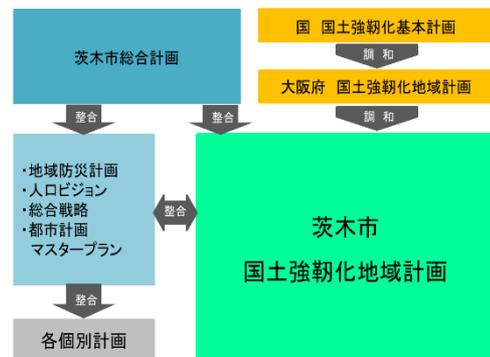
### 〈位置づけ〉

基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、同法第14条に基づき国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画と調和を保った計画です。また、茨木市総合計画等との基本的な考え方の整合性が図られた計画とし、国土強靱化にかかる事項については、様々な個別分野での計画の指針とするものです。

### 〈計画期間〉

令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や具体的な取組の進捗状況等を考慮し、必要に応じて、見直しを行います。



(参考) 位置づけのイメージ

## 茨木市の地域特性

### 〈本市の位置及び地勢の特性等〉

- ・大阪府北部に位置し、市域は南北に長い形で、主な川は、安威川、佐保川、茨木川等
- ・中心及び南部地域は平野、北部地域は大半が山地で中心地域との高低差は200～500m程度
- ・気候は、瀬戸内気候区に属し、中心部の年間の平均気温は16℃前後、山地部は14℃前後
- ・風は、夏季は南または南西の風、冬季は北東または西よりの風

### 〈災害の歴史〉

時期	災害種別	主な被害
昭和42年7月9日	集中豪雨	土砂崩れにより、山地・丘陵部の町丁目において、家屋全壊、半壊及び一部破損が多発、浸水被害も多数発生
平成7年1月17日	兵庫県南部地震	約8,000件の一部破損（屋根瓦のズレや壁の破損など）被害
平成30年6月18日	大阪府北部を震源とする地震	死傷者（103名）、住家全壊（3棟）、半壊（95棟）、一部損壊（13,510棟）、避難者は延べ6,264人
平成30年7月	土砂災害	北部地域を中心に多数の土砂崩れが発生、府道茨木摂津線で発生した土砂崩れを受け、市では周辺住民に対して避難指示（緊急）を発令
平成30年9月4日	台風第21号	観測史上1位の最大瞬間風速40.2m/秒を記録（枚方観測所）し、大阪府内では一時的に約90万軒が停電、市内では大阪府北部を震源とする地震による被害も重なり、風害により住家や公共施設で多数の被害が発生

## 基本的な考え方

### 〈基本目標〉

- いかなる災害等が発生しようとも、
- ① 人命の保護が最大限図られること
  - ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
  - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  - ④ 迅速な復旧復興

### 〈事前に備えるべき目標〉

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害止を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 計画のイメージ

起きてはならない最悪の事態の設定（28項目）  
（基本目標や本市の地域特性）

脆弱性の分析・評価、課題の検討  
（取組状況の把握や現状の課題等を抽出）

脆弱性評価結果に対する必要な取組の検討  
（近年の災害の教訓等）

具体的な取組の推進  
（8つの個別施策分野と2つの横断的分野において展開）

# 茨木市国土強靱化地域計画の概要

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	具体的な取組（一部抜粋）	
1	直接死を最大限防ぐ	① 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	公共施設等の耐震化	消防・救急体制の確保
		② 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	都市の不燃化の促進	住宅・建築物の耐震化
		③ 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	都市型水害対策	河川等・水路の管理体制
		④ 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	土砂災害対策の強化 等	
2	救助・救護、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	① 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	安全な避難体制及び避難所生活環境の確保	
		② 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	広域的な応援・受援体制の充実	
		③ 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	上下水道の供給・機能確保の推進	
		④ 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	医療・福祉関係施設における災害対応体制の強化	
		⑤ 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	避難者の健康管理	エネルギー供給の確保
		⑥ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	帰宅困難者対策の充実	感染予防・衛生環境の維持
		⑦ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	被災者のこころの健康支援の充実 等	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	① 市職員、施設等の被災による市役所機能の機能不全	公共施設等の耐震化	業務継続体制の強化
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	① 災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	市民への情報伝達手段の多様化	
		② 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	防災行政無線等の適正管理 等	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	① サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の早期確保	
		② 食料等の安定供給の停滞	企業等における事業継続体制の確立に向けた支援 等	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	① 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	エネルギー供給の確保	交通インフラの防災対策
		② 上下水道等の長期間にわたる供給停止及び汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	上下水道の供給・機能確保の推進	
		③ 交通インフラの長期間にわたる機能停止	幹線道路網等の整備及び維持管理 等	
7	制御不能な複合災害・二次災害止を発生させない	① 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	都市の不燃化の促進	ため池の防災対策
		② 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	農地・森林等の保全	河川等・水路の管理体制
		③ ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	土砂災害対策の強化	
		④ 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃被害の発生	幹線道路網等の整備及び維持管理	
		⑤ 農地・森林等の被害による国土の荒廃	中小企業者・農林業者への復興支援の充実 等	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	① 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態	文化財施設等の保護	被災者支援対応人材の育成
		② 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	災害廃棄物の処理体制の確保	地域の研修の開催
		③ 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	災害ボランティアの充実	
		④ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の早期確保 等	